

朝霞市規則第 17 号

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（令和 2 年朝霞市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項第 11 号中「看護」を「看護等」に、「又は」を「、」に、「、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 8 年朝霞市規則第 31 号。以下「勤務時間規則」という。）で定めるその子の世話、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして勤務時間規則で定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち勤務時間規則で定めるものへの参加を行うことをいう。」に改め、同項第 21 号中「次に掲げる要件の全てを満たす」を「1 週間の勤務日数が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者であって 1 年間の勤務日数が 121 日以上である」に改め、同号ア及びイを削り、同条第 6 項中「第 16 号」の次に「、第 20 号」を加える。

第 19 条中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 8 年朝霞市規則第 31 号）」を「勤務時間規則」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

職種区分	時間額
事務補助員	1, 160 円
市民活動支援ステーション事務補助員	1, 160 円
障害認定調査員	1, 770 円
就労支援専門員	1, 470 円
手話通訳者	1, 290 円
介護認定調査員	1, 770 円
介護支援専門員	1, 770 円
ケアプランチェック指導員	1, 830 円
生活支援コーディネーター	1, 830 円
レセプト点検員	1, 220 円
母子父子自立支援員	1, 320 円
子育て支援センター相談員	1, 160 円
児童グループ指導補助員	1, 160 円

用務員	1, 1 6 0 円
給食調理補助員	1, 1 6 0 円
看護師	1, 7 5 0 円
准看護師	1, 5 1 0 円
保育士	1, 3 5 0 円
保育補助員	1, 1 6 0 円
栄養士	1, 3 2 0 円
管理栄養士	1, 5 3 0 円
歯科衛生士	1, 7 3 0 円
建築・開発相談員	1, 3 2 0 円
交通指導員	1, 2 5 0 円
給食配膳員	1, 1 6 0 円
特別支援学級補助員	1, 1 6 0 円
学校図書館支援員	1, 1 6 0 円
代替教員	1, 4 7 0 円
学校業務アシスタント	1, 1 6 0 円
I C T 支援員	1, 1 6 0 円
スクールサポーター	1, 5 3 0 円
低学年補助教員	1, 5 3 0 円
さわやか相談員	1, 5 3 0 円
理科支援員	1, 1 8 0 円
サポート相談員	1, 1 6 0 円
給食調理員	1, 2 2 0 円
学芸員（文化財課事務）	1, 2 7 0 円
司書（図書館事務）	1, 2 7 0 円
文化財調査員	1, 1 6 0 円
資料・図書整理員	1, 1 6 0 円
公民館事務補助員	1, 1 6 0 円

別表第 2 （第 3 条関係）

職種区分	日額	備考
家庭児童相談員	8, 8 0 0 円	1 日当たりの勤務時間は、 5 時間 3 0 分
教育相談員	1 1, 8 6 0 円	1 日当たりの勤務時間は、 7 時間 4 5 分

ファミリー・サポート・センターアドバイザー	8, 820 円	1 日当たりの勤務時間は、6 時間
配偶者暴力相談支援センター相談員	10, 990 円	1 日当たりの勤務時間は、7 時間
女性総合相談員	10, 990 円	
こども人権相談員	10, 990 円	
福祉相談支援員	10, 990 円	

別表第 3（第 3 条関係）

職種区分	月額	備考
事務補助員	162, 700 円	1 週間当たりの勤務時間は、30 時間
管理栄養士	227, 800 円	
公民館事務補助員	172, 400 円	
社会教育指導員	123, 300 円	1 週間当たりの勤務時間は、23 時間 15 分
内職相談員	65, 600 円	1 週間当たりの勤務時間は、12 時間

別表第 4（第 3 条関係）

職種区分	支給区分	報酬の額	備考
助産師	月額	283, 200 円	1 週間当たりの勤務時間は、30 時間
看護師	月額	307, 900 円	1 週間当たりの勤務時間は、35 時間
英語指導助手	月額	374, 000 円	
消費生活相談員	日額	11, 850 円	1 日当たりの勤務時間は、5 時間
生活保護面接相談員	日額	14, 070 円	1 日当たりの勤務時間は、7 時間
助産師・保健師	時間額	1, 940 円	

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6（第 3 条関係）

職種区分	支給区分	号給				
		1	2	3	4	5

事務補 助員	月額	1 9 9 , 4 0 0 円	2 0 2 , 7 0 0 円	2 0 6 , 1 0 0 円	2 0 9 , 0 0 0 円	2 1 2 , 1 0 0 円
保育士、 管理栄 養士、 社会福 祉士、 手話通 訳者	月額	2 5 2 , 4 0 0 円	2 5 3 , 0 0 0 円	2 5 3 , 6 0 0 円	2 5 4 , 2 0 0 円	2 5 4 , 8 0 0 円
保健師	月額	2 8 4 , 1 0 0 円	2 8 5 , 4 0 0 円	2 8 6 , 7 0 0 円	2 8 8 , 0 0 0 円	2 8 9 , 0 0 0 円
看護師	月額	2 7 5 , 3 0 0 円	2 7 6 , 7 0 0 円	2 7 8 , 1 0 0 円	2 7 9 , 5 0 0 円	2 8 0 , 9 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第 1 から別表第 4 まで及び別表第 6 の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬から適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。